

住 安 第2061号-2
平成26年6月9日

静岡県住宅・建築物耐震化推進協議会長 様

静岡県くらし・環境部建築住宅局
建築安全推進課長

「静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱」の改正について

日頃、住宅・建築物の耐震化の推進に御尽力いただきありがとうございます。
このことについて、別添のとおり改正しましたので通知します。貴協議会の会員の皆様に対し周知していただきますようよろしくお願いいたします。

【改正概要】

- ・ 静岡県耐震診断補強相談士の有効期限を5年とする。
- ・ この要綱は、平成26年6月9日から施行する。

担当 建築耐震班 神尾
電話 054-221-3076

【改正理由】

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され、耐震診断が義務付けられる建築物（法第7条から第12条関係、附則第3条関係）、建築物の安全性に係る認定（法第22条関係）、及び区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定（法第25条関係）における耐震診断が実施可能な者は、法施行規則の定めるところにより、建築士でかつ、国土交通大臣が定める講習（同等以上の内容を有すると大臣が認める講習を含む。）を修了した者とされました。

また、適切かつ十分な数の技術者を確保するため、法施行規則において、（一財）日本建築防災協会（以下「建防協」）が耐震診断資格者講習実施機関として登録されました。

建防協は、耐震診断資格者講習実施機関として登録されたことにより、今後、建防協が主となって耐震診断が実施可能な者の登録講習会を全国で実施していくこととし、発行している耐震診断に係る出版物をテキストとする各県独自の講習会を禁じる決定をしました。

静岡県では、これまで建防協発行テキスト「木造住宅の耐震診断と補強方法」を利用して、木造住宅耐震診断補強相談士養成講習会を開催してきましたが、当該テキストを活用した静岡県独自の講習会が開催できないこととなり、静岡県耐震診断補強相談士（以下「相談士」）の新規養成や更新が困難となりました。

そのため、建防協が実施する講習会を静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱第3（1）中の「同等であると認められる講習会等」に位置付けるとともに、建防協に対して、本県における講習会の開催を依頼し、承諾していただきました。

しかし、今年度の相談士の更新対象者が、登録ベースで2,134人おり、建防協の開催する講習の受講には相当数の時間や混乱が生じることが予想されます。

このことから、相談士の更新対象者が、円滑に建防協の開催する講習会を受講できるように考慮し、より多くの相談士が受講して技術の向上が図られるよう、相談士の有効期限を3年から5年に改正します。

この改正により、平成26年度（平成27年3月31日）までの有効期限の相談士は、平成28年度（平成29年3月31日）までの有効期限となります。